

介護休業給付金申請時の提出書類

<申請書>

- ① 介護休業給付金支給申請書
- ※ マイナンバーを記載してください。
- ② 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

複写のため切り離さないで提出してください
**(安定所提出用)のみの提出では受理できません
 ご注意ください**

<被保険者本人からもらうもの>

- 介護対象者の(1)氏名(2)性別(3)生年月日(4)本人との続柄が分かる公的書類
 ↳住民票、戸籍謄本など
 ※続柄や同居(同一世帯)かどうか等によって必要な書類の種類や件数は異なります
- 振込先の通帳のコピー(本人名義のもの) 旧姓は不可
 (表紙裏の口座名義、支店名、口座番号が記載されているページ)
 ※キャッシュカードのコピーでも可
 ※ネット口座の場合は口座情報が表示されるページを印刷して添付
 ↳金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が分かるページ
 ※手書き以外で申請書を作成する場合は省略しても可
- ①の申請書の「申請者氏名」欄の署名
 ※同意書を取っていれば不要
 ↳その場合は「申請者氏名」欄には**「申請について同意済み」**と記載してください

<事業所が用意するもの>

- 賃金台帳と出勤簿等(②の月額証明書に記載した全ての期間分)
- 支給対象期間の賃金台帳と出勤簿等
- 介護休業申出書のコピー

介護休業中に介護対象者が亡くなった場合

- 死亡日が確認できる資料
- ↳死亡日の載っている戸籍謄本、住民票の除票、死亡届記載事項証明書など

介護休業が93日未満の場合・ 介護休業申出書に記載の休業期間より早く職場復帰する場合

- 職場復帰日が分かる出勤簿等

その他、内容等によって追加で書類が必要な場合もあります

<申請可能時期>

- ・ 介護休業終了日の翌日から
(介護休業期間が3か月以上の場合は3か月経過後の翌日から可能)

<申請期限>

介護休業終了日の翌日（介護休業期間が3か月以上の場合は3か月経過後の翌日）から起算して2か月を経過する日の属する月の末日まで

※※

迅速な給付のため、申請期限内に申請を行うことが原則ですが、申請期限が過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間（2年間）については申請が可能です。

時効が完成する日は「介護休業終了日の翌日（介護休業期間が3か月以上の場合は3か月経過後の翌日）から起算して2年を経過する日」となります。

ハローワーク池袋(公共職業安定所)
雇用保険適用課 雇用継続係